

第1条(定義)

本規約は株式会社ベンチャーバンクインフィット(以下、「当社」という)の「jump one」各種月会費メンバー制度に登録する方に適用します。

尚、施設利用に関する範囲および条件については、別に規定する「施設利用規約」に準ずるものとします。

第2条(目的)

本制度は、本登録者が本施設を利用し、トランポリンを中心としたエクササイズを通じて、心身の育成、美と健康維持・増進、並びに、トランポリン文化の普及を通じた社会貢献活動の振興を図ることを目的とします。

第3条(登録制)

1. 本制度は登録制とします。
2. 登録者の個別施設を構成する空間(以下諸施設という)の利用範囲、条件については、個別の施設ごとに定められております。
3. 登録者が、諸施設を利用する時は、会員証を提示頂きます。

第4条(登録資格)

1. 本制度の登録資格は以下の通りとし、その項目全てに該当する方とします。
 - (1)本制度の目的に賛同し、当該制度規約、その他の規則を守れる方
 - (2)健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
 - (3)成年被後見人及び被保佐人でない方
 - (4)心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病、脳疾患、神経病及び、これに類する疾患のない方
 - (5)集団感染する恐れのある疾病を有しない方
 - (6)一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有しない方
 - (7)過度な刺青をされていない方。但し、部分的なファッショントゥー等、店内において他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができれば、この限りではありません。
 - (8)暴力団関係者でない方
 - (9)妊娠されていない方
 - (10)高校在学中でない方
 - (11)18歳以上で20歳未満の場合、入会に際し保護者の同意を得た方
 - (12)同業者でない方
 - (13)過去、当社より除名通告を受けていない方
 - (14)日本国内の居住で、継続利用が可能な方
 - (15)その他各施設ごとに定められた審査のうえ適切と認めた方
2. 登録者は、第5条の手続きを完了し、jump oneが発行する会員証を受け取り、手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、登録資格を取得したものとします。本制度の登録資格は他の方に相続・譲渡できません。

3. 紛失等による会員証の再発行の際は、別に定める再発行手数料をお支払い頂きます。

第5条(登録手続き)

1. 本制度に登録するときは、当社が定める以下の手続きを完了して頂きます。

(1)所定の申込画面により入会申込手続きを行って頂きます。

(2)制度区分に従って別に定める諸費用を当社に払い込み頂きます。

2. 未成年の方が入会しようとするときは所定の申込書類により親権者の同意を得たうえで、申し込み頂きます。この場合、親権者は自らの登録資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

3. 登録者は、入会申込画面に記した内容に変更があった時は速やかに変更手続きを行います。

4. 当社より登録者の住所宛に通知する場合は、登録者から届出のあった最新の住所宛に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第6条(諸費用)

1. 制度区分毎の諸費用は別に定めます。

2. 登録者は別に定める諸費用納入期日までに、それぞれの諸費用を所定の引き落とし方法、或いは、払い込み方法により実行して頂きます。

3. 登録者には、実際の施設利用の有無に関わらず、登録資格喪失までの諸費用をお支払い頂きます。尚、一旦納入した諸費用は、原則として返還致しません。

第7条(登録資格喪失)

1. 第9条に定める解約を申し出、当社がこれを承認したとき。

2. 第8条により除名されたとき。

3. 会員本人が死亡したとき。

4. 別に定める「施設利用規約」により、登録手続きをした施設の全部を閉鎖したとき。

第8条(登録除名)

次の各号に該当する場合、当社はその登録者を本制度から除名することができます。

1. 第4条の登録資格を喪失したとき。

2. 本制度の規約及び諸規則に違反したとき。

3. 諸費用の支払いを怠ったとき。

4. 法令に違反したとき。

5. その他当社が本制度の対象としてふさわしくないと認めたとき。

第9条(解約・休会)

登録者は自己都合により解約・休会するときは、希望月の前月15日までに、必ずご本人様が会員証ご持参のうえ店舗に来店し、当社所定の書面により手続きを完了して頂きます。当社は手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。

なお、15日が休業日と重なる場合はその前営業日までに手続きを完了して頂く必要があります。

休業日には、店舗にて解約、休会、復会の手続きを行っておりません。

各種月会費制度は月単位での継続利用契約です。1ヶ月以下の期間でのご利用はいただけません。ご入会日の翌々月以降から解約、休会の適用が可能です。

休会中は、毎月所定の事務手数料を頂戴いたします。

休会から復会を希望されるときは、同様に希望月の前月 15 日までに店舗にご来店の上、手続きを完了して頂きます。

第 10 条(利用の禁止)

第 4 条に定める資格を有していない方の施設利用を禁止します。

第 11 条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

- 当社は、本規約に基づいて登録者が負担すべき諸費用について当社が必要と判断したときは変更することができます。
- 前項同様に施設運営システムを、当社が必要と判断したときは変更することができます。
- 前 2 項を変更するとき、当社は 1 ヶ月前までに、登録者にこれを告知します。登録者への告知方法は、弊社 WEB サイト、または施設内への掲示とします。
- 法人登録においては、法人登録契約の変更により諸費用等が変更になるときはそれに従って頂きます。

第 12 条(規約の改訂)

当社は、規約等の改訂を行う事ができます。なお、改訂を実施するときは、当社は予め告知し、改訂した規約等の効力は全ての登録者に及ぶものとします。本規約における会員への告知方法は、弊社 WEB サイト、または施設内への掲示とします。

第 13 条(個人情報保護)

当社は、当社の保有する登録の個人情報を別に定める個人情報保護方針に従って管理します。

以上